

神石高原町斎場やすらぎ苑利用について

〔申し込み方法〕

斎場やすらぎ苑の施設を使用される場合は、本庁住民課、各支所町民課で手続きをしてください。

なお、手術等による四肢、産汚物等の火葬についても、本庁住民課、各支所町民課で手続きをしてください。

〔利用時間及び利用受付時間〕

区 分		利用 時 間	利用 受付 時 間
火 葬 場		午前 9 時 30 分から 午後 5 時 30 分まで	利用日の前日の午後 5 時まで
霊 安 室		終 日	利用日の午後 5 時まで（午後 5 時までに ご遺体を搬入できる場合に限る。）
葬 祭 場	葬儀のために 利用する場合	午 前 9 時 か ら 午 後 4 時 ま で	利用日の前日の午後 5 時まで
	通夜のために 利用する場合	終 日	利用日の午後 5 時まで（午後 5 時までに ご遺体を搬入できる場合に限る。）
告 別 室 （家族葬用葬祭場）	葬儀のために 利用する場合	午 前 1 0 時 か ら 午 後 1 時 ま で	利用日の前日の午後 5 時まで
	通夜のために 利用する場合	終 日	利用日の午後 5 時まで（午後 5 時までに ご遺体を搬入できる場合に限る。）

※葬儀開始時間 葬祭場については、午前は 10 時、午後は 2 時
告別室（家族葬用葬祭場）については、午前 11 時

〔やすらぎ苑の休日〕

- （1）1 月 1 日
- （2）その他町長が定める日

〔御遺体の到着時間〕

●御遺体の到着時間は火葬時間の 30 分前となります。

●火葬時間 申し込み時間を厳守してください。

- | | |
|---------------|---------------|
| ① 9：30～11：30 | ② 10：00～12：00 |
| ③ 10：30～12：30 | ④ 11：00～13：00 |
| ⑤ 11：30～13：30 | ⑥ 12：00～14：00 |
| ⑦ 12：30～14：30 | ⑧ 13：00～15：00 |
| ⑨ 13：30～15：30 | ⑩ 14：00～16：00 |
| ⑪ 14：30～16：30 | ⑫ 15：00～17：00 |
| ⑬ 15：30～17：30 | |

各火葬時間帯の火葬は 1 体とする。

〔使用料の納付〕

使用料は、納付書に記載された納入場所により指定された納期限までにお支払いください。

〔やすらぎ苑へ持参する物〕

- （1）火葬許可証・やすらぎ苑使用許可書・印鑑
 - （2）野位牌・遺影・遺骨壺
- 職員・係員に対する心付（チップ）等とはたくお断りいたしますのでご協力ください。

〔利用当日の手続き〕

火葬許可証、やすらぎ苑使用許可書等をやすらぎ苑受付に提出してください。
火葬終了後、火葬許可証とやすらぎ苑使用許可書をお返しいたします。

〔施設の利用〕

- (1) 敷地内での火気使用は厳禁です。
- (2) 待合室の利用については、係員の指示に従ってください。
- (3) 給湯室、待合ホールの利用は自由ですが、湯茶の接待等は「セルフサービス」で行い、備付の茶器類は利用者の責任において、所定の場所へ洗って戻し、係員の確認を得てください。
- (4) 食事等は所定の場所以外ではできません。
- (5) 各施設の利用により発生したゴミ等は利用者の責任においてお持ち帰りください。
- (6) 当施設では係員に従ってください。
- (7) 喫煙は所定の場所で行います。

〔火葬にあたっての注意〕

- (1) 棺の中に入れたドライアイス、保冷剤は、出棺前に取り除いてください。
- (2) 次のものは棺の中に入れてください。
ビニール、プラスチック類・発泡スチロール・わら・新聞紙・布団（納棺セット以外のもの）・図書類・ゴム製品・硬質塩化ビニール製品、その他の石油化学製品・スプレー缶・ビン・缶類・ガラス・瀬戸物・金物類・石製品・水分の多い物・家電製品。
- (3) 死亡者が心臓病で体内にペースメーカー等を使用している場合は、係員に申し出てください。

〔使用料金〕

区 分		単 位	町内の者（円）	町外の者（円）
火 葬 場	1 2 歳 以 上 の 者	1 体	30,000	60,000
	1 2 歳 未 満 の 者	1 体	20,000	40,000
	死 産 児	1 体	20,000	40,000
	産 汚 物	1 包	15,000	30,000
	手術等による四肢	1 包	15,000	30,000
霊 安 室		2 4 時 間 に つ き	20,000	40,000
葬 祭 場	葬儀のため利用する場合	3 時 間 に つ き	60,000	120,000
		3 時 間 を 超 え る 1 時 間 に つ き	20,000	40,000
	通夜のため利用する場合	2 4 時 間 に つ き	100,000	200,000
		2 4 時 間 を 超 え る 1 時 間 に つ き	10,000	20,000
			(通夜の途中で霊安室を使用の場合霊安室使用料は無料)	
告 別 室 (家族葬用葬祭場)	葬儀のため利用する場合	3 時 間 に つ き	30,000	60,000
		3 時 間 を 超 え る 1 時 間 に つ き	10,000	20,000
	通夜のため利用する場合	2 4 時 間 に つ き	50,000	100,000
		2 4 時 間 を 超 え る 1 時 間 に つ き	5,000	10,000
			(通夜の途中で霊安室を使用の場合霊安室使用料は無料)	

◎備考：町内の者とは、死亡者または申請者（葬儀を執行する者）が神石高原町の住民票に記載されている者をいう。

神石高原町斎場 やすらぎ苑

広島県神石郡神石高原町安田151番地1 (代表番地)

TEL (0847) 82-0378

FAX (0847) 82-0385

